

業務用車両貸出規定			
文書番号	本部－法規－本事－４０７	承認日	２０１５年１１月１日
作成者	総務部長 橋本勝巳	承認者	島 隆雄 印

第１条 目的

この規程は、公益社団法人石川勤労者医療協会（以下法人と表す）が所有または保有する車両の貸し出しにあたって、その管理および運用について定め、車両の安全な運行に寄与することを目的とする。

第２条 管理対象とする車両

この規程が対象とする車両は、法人が所有する車両ならびにファイナンスリース契約に基づき使用する車両をいう。

第３条 管理責任者

事業所間の運行に使用している車両の管理責任者は総務部長とする。

事業所の業務に使用している車両の管理責任者は、院所長、施設長とする。

管理責任者は、管理業務の全部または一部を他の者に行わせることができる。

第４条 管理責任者の責務

管理責任者は、当該車両が安全に運行できるよう、車両の整備点検に努めることとする。

第５条

運転者は、事故等により車両が破損した場合は速やかに管理責任者に報告をしなければならない。

第６条 貸出

管理者は、法人の業務に支障をきたさない範囲で貸し出すことができる。

貸し出しを希望する者は車両貸出申込書に必要事項を記入し管理責任者に提出し許可をえなければならない。

貸出すことができる利用目的の範囲は、石川民医連が主催する企画、健康友の会、患者会の行事等を使用する場合とする。

貸出を希望する者は、管理者に、責任者名、使用日時、使用目的、運転者名届け出て、その許可を得なければならない。

第７条 返却

貸出をうけた車両は、返却期日までに管理者に返却しなければならない。返却に際しては車両の異常の有無を点検、清掃、燃料補給を確認のうえ返却チェック表を記入し、鍵とともに返却をするものとする。

第８条 施行日

この規程は２０１５年１１月１日より施行する。